

# 入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

平成 28 年 9 月 1 日

大和郡山市長 上田 清

## 1. 契約担当部局

〒639-1001 大和郡山市九条町 80 番地  
大和郡山市清掃センター

電話 0743-53-3463

FAX 0743-55-3570

E-Mail [seisou@city.yamatokoriyama.lg.jp](mailto:seisou@city.yamatokoriyama.lg.jp)

## 2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業
- (2) 業務概要 募集要項（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）事業契約書（案））に記載のとおり
- (3) 事業期間 事業契約締結日から平成 45 年 3 月 31 日まで
  - ・事業準備期間 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
  - ・運 営 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 45 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業場所 大和郡山市清掃センター（大和郡山市九条町 80 番地）  
大和郡山市一般廃棄物最終処分場（大和郡山市山田町 843 番地）
- (5) 予定価格 10,433,025,720 円（消費税等を含む）

## 3. 応募者の参加資格要件等

- (1) 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件  
応募企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこととする。
  - ア 本事業を遂行するに足る、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
  - イ 平成 27 年度、28 年度及び 29 年度物品購入等に係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱第 3 条に基づき、現に資格者名簿に登録されている者は、資格審査申請書等の提出日から落札者決定までの期間に、物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 8 年 1 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。並びに他の官公署による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
  - ウ 平成 27 年度、28 年度及び 29 年度の大和郡山市建設工事執行規則（昭和 43 年大和郡山市規則第 12 号）第 5 条に定める競争入札参加登録されている者は、資格審査申請書等の提出日から落札者決定までの期間に、大和郡山市建設工事等

請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成 9 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。並びに他の官公署による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

エ 大和郡山市暴力団排除条例（平成 23 年大和郡山市条例第 21 号）第 2 条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。

- (ア) 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。
- (イ) 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。
- (ウ) 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。
- (エ) 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (オ) 上記(ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) 市発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれこれに締結したとき。
- (キ) 当該者が上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記(カ)に該当する場合を除く。）であって、市長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。
- (ク) 市の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨に該当することを知りながら市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

オ 本事業に関する市の発注支援業務を受託した株式会社日産技術コンサルタント又は当該受託企業との関連を持つ者でないこと。

カ 第 11 に記載する「大和郡山市清掃センター運営管理効率化検討委員会」の委員と現在、利害関係又は雇用関係にある者でないこと。

キ 公告日直前に終了した事業年度（1 年分）に係わる国税及び地方税の滞納がない者であること。

ク 以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加資格のない者。
- (イ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。
- (ウ) 会社法施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申し立て若しくは通告を行っている者。
- (エ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申し立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てを行っている者。
- (オ) 旧和議法（大正 11 年法律 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申し立て、

旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 条）第 30 条の規定による更生手続開始申立て及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者。

(カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。（ただし、旧会社更生法及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）

(2) 運営維持管理業務に係る実績

応募者は、以下に示す実績要件を全て満たす者であることとする。ただし、応募グループで参加する場合は、市町村等（一部事務組合を含む。）が設置する一般廃棄物処理施設において、以下の要件を満たす企業が応募グループ内の構成員に含まれればよいものとする。

ア 一般廃棄物処理施設の長期包括責任委託事業の代表企業の受注実績又は DBO 方式を含む PFI 事業の代表企業の受注実績を有すること。

イ ごみ焼却施設（流動床式焼却炉）の運営維持管理業務の実績を有すること。

ウ ごみ焼却施設の発電設備（BTG）の運営維持管理業務の実績を有すること。

エ 最終処分場の運営維持管理業務の実績を有すること。

※上記イ～エの運営維持管理業務は、定期点検整備・補修工事等の業務を含み、実績は過去 20 年間（平成 8 年 4 月以降）のものとする。

4. 募集要項等の交付

応募者は、次の募集要項等を大和郡山市公式ホームページからダウンロードすることにより、書類の配布に代える。

<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/nyuusatu/info/004270.html>

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 落札者決定基準
- (4) 基本契約書（案）
- (5) 事業契約書（案）
- (6) 様式集

5. 入札スケジュール

①	募集要項の配布開始	平成 28 年 9 月 1 日（木）
②	募集要項の質疑の受付	平成 28 年 9 月 1 日（木）～ 平成 28 年 9 月 30 日（金）
③	募集要項の質疑に対する回答	平成 28 年 11 月 18 日（金）まで
④	資格審査申請書受付の締め切り	平成 28 年 10 月 11 日（火）
⑤	資格審査結果の通知	平成 28 年 11 月 15 日（火）
⑥	入札書類の提出日	平成 29 年 1 月 31 日（火）
⑦	技術提案に対するヒアリング	平成 29 年 7 月 21 日（金）
⑧	入札書の開札	平成 29 年 7 月 27 日（木）
⑨	落札者の決定	平成 29 年 8 月
⑩	落札者の公表	平成 29 年 8 月

6. 入札保証金

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業入札説明書 第 13 1 で定めるとおり

7. 落札者の決定方法

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業落札者決定基準で定めるとおり

8. 入札の無効及び失格

以下のいずれかに該当する場合は無効及び失格とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 市が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札
- (4) 代理人で委任状を提出しない者又は 2 以上の者の代理をした者の入札
- (5) 同一人がした 2 つ以上の入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札（談合の事実が明らかと認められる入札）
- (8) 募集要項等の一部についてのみ入札した入札
- (9) 入札書類が不足しているもの
- (10) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (11) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (12) 入札について不正な行為があったとき
- (13) 予定価格を超える金額で入札したもの
- (14) 期限までに入札書類が到達しなかった場合
- (15) 入札書に記載された金額が、事業計画書（様式第 10 号①）に記載した積算総額と不整合の場合
- (16) 大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）に違反した者の入札
- (17) 前各号に掲げる者のほか、本入札に関する条件に違反したとき。

9. その他

この公告に定める事項以外のものは、4（1）から（6）までの書類の記載のとおりとする。